

別紙

諮問第697号、第698号、第707号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」外2件を一部開示とした決定及び「平成30年〇月〇日から〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」外2件を不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成30年〇月〇日から平成30年〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、警視総監が平成30年5月22日付けで行った一部開示決定、「平成30年〇月〇日から〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、警視総監が同年7月19日付けで行った非開示決定、「平成30年〇月〇日から〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求3」という。）に対し、警視総監が同年8月20日付けで行った非開示決定及び「平成30年〇月〇日から平成30年〇月〇日迄の間に私が110番通報した時の110番処理簿」の開示請求（以下「本件開示請求4」という。）に対し、警視総監が同年10月23日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 一部開示決定について

現場処理欄の条例16条2号及び6号について、現場処理の前文が黒塗りにされて

おり、どんな方法で結果がどうなのか全く分からず、これでは私が通報記録を請求した目的が達せられません。〇〇署で伺っても不知とのこと。非開示が正しいことがあるかもしれませんが、私が通報したことに対して開示するとどんな場合に弊害があるのか例を挙げて説明ください。

イ 非開示決定について

前回までは〇〇と名乗れば公開いただけました。私が名乗ろうとして直前に切られてしまったり、私がつい忘れたことがあったかもしれません。私が考えていたより公開数が少ないということがありましたが、今回は全くないということでした。録取の上どの段階で〇〇という言葉がなくなってしまったのか回答をお願いします。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

審査請求人は、審査請求書の中で「現場処理欄の条例16条2、6号について開示すると具体的にどんな場合に弊害があるのか説明せよ」と申し立てているので、以下説明する。

ア 110番処理簿（〇〇警察署、平成30年〇月〇日、整理番号〇〇）（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び110番処理簿（〇〇警察署、平成30年〇月〇日、整理番号〇〇）（以下「本件対象保有個人情報2」という。）の「処理てん末状況」欄のうち「結果」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報1」という。）には、開示請求者以外の者に対して警察官が執った措置等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらの警察官が執った措置等に関する情報は、当該事案に対して警察官が専門的知識、経験に基づき評価又は判断した内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化

するなど正確な事実の把握が困難になり、その結果、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

「処理てん末状況」欄のうち「人定」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）には、開示請求者以外の者の人定事項が記載されており、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することによって当該関係者との信頼関係が崩れ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番処理に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当する。

イ 110番処理簿（〇〇警察署、平成30年〇月〇日、整理番号〇〇）（以下「本件対象保有個人情報3」という。）の「処理てん末状況」欄のうち「概要」欄の1行目から3行目及び「設置者」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報3」という。）には、開示請求者以外の者の人定事項や言動等が記載されており、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することによって当該関係者との信頼関係が崩れ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番処理に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当する。

「処理てん末状況」欄のうち「概要」欄の4行目から6行目までの非開示とした部分（以下「本件非開示情報4」という。）には、開示請求者以外の者に対して警察官が執った措置等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらの警察官が執った措置等に関する情報は、当該事案に対して警察官が専門的知識、経験に基づき評価又は判断した内容が記載されており、これらの情

報を開示することにより、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化するなど正確な事実の把握が困難になり、その結果、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(2) 本件開示請求2、3及び4について

審査請求人は本件開示請求2、3及び4に対する保有個人情報非開示決定についても処分を取り消すよう求めている。

実施機関は、110番処理簿における保有個人情報の特定に当たっては事件や事故の発生を緊急で通知する110番通報の特殊性から、記載された個人情報が真に開示請求者自身のものであるか細心の注意を払っており、110番処理簿に記載された通報者の氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断している。

審査請求人が求める期間の110番処理簿を検索したところ、氏名や住所等の審査請求人が通報者であると特定するに足りる具体的な記載がなかったことから、審査請求人を本人とする保有個人情報とは特定できず、不存在を理由として非開示決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月21日	諮問（諮問第697号、第698号）
平成31年 3月 8日	諮問（諮問第707号）
平成31年 3月19日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第697号、第698号）
令和 元年 5月10日	実施機関から理由説明書收受（諮問第707号）

令和 元年 5月27日	新規概要説明（第133回第三部会）
令和 元年 6月24日	審議（第134回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第697号、第698号及び第707号については、審査請求人が同一人であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「通報者」欄には当事者、関係者といった通報者の特性が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」及び「処理結果報告者」の各欄にはそれぞれの業務を担当した警察職員の氏名が、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「処理てん末状況」欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名・住所などの人定情報等がそれぞれ記載されることになっている。

ウ 本件開示請求 1 に係る対象保有個人情報について

本件開示請求 1 に係る対象保有個人情報は、本件対象保有個人情報 1 から 3 までである。

実施機関は、本件対象保有個人情報 1 から 3 までのうち、警察職員の氏名及び印影は条例16条 2 号及び 4 号に該当し、本件非開示情報 1 から 4 までは同条 2 号及び 6 号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例16条 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第 9 号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条 6 号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報 1 から 3 までのうち、条例16条 2 号及び 6 号に該当するとして非開示とした部分のみの開示を求めていると認められることから、審査会は、本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性について判断する。

(ア) 本件非開示情報 1 及び 4 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 及び 4 には、110番通報の現場に臨場した警察官が、事案の関係者から事情聴取し、当該事案を総合的に評価、判断した内容が記載されており、これらの情報を開示することとなると、事案を処理する警察官が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、110番処理簿の記載内容が形骸化することにつながり、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 及び 4 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、当事者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢及び電話番号が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 2 号に該当し、同条 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、設置者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び言動が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事案の早期解決を求めて事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、関係者の言動を開示することとなると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番処理に関する協力が得られにくくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件開示請求2から4までに係る請求個人情報の不存在について

本件開示請求2から4までに係る請求個人情報は、「平成30年〇月〇日から平成30年〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」、「平成30年〇月〇日から〇月〇日迄に私が110番通報した時の110番処理簿」及び「平成30年〇月〇日から平成30年〇月〇日迄の間に私が110番通報した時の110番処理簿」（以下併せて「本件請求個人情報」という。）である。

審査請求人は、110番通報をしているので本件請求個人情報は存在する旨主張する。

これに対し、実施機関は、審査請求人が求める期間の110番処理簿を確認したところ、審査請求人を通報者として特定するに足りる情報はなく、本件請求個人情報は存在しない旨説明する。

また、実施機関では、110番処理簿における対象保有個人情報の特定に当たっては、事件や事故の発生を緊急で通知する110番通報という特殊性から、記載された個人情報が真に開示請求者自身のものであるか細心の注意を払っており、同処理簿に記載された氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断しているとのことである。

そこで審査会が実施機関に確認したところ、110番処理簿に通報者の個人情報を記載する場合としては、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報者から個人情報を聴取した場合には原則として記載しているが、個人情報を聴取できなかった場合や通報者と会えなかった場合等には記載できないため、必ずしも110番処理簿に通報者の個人情報が記載されているとは限らないとのことである。

そして、本件請求個人情報の探索については、110番通報の業務を行う通信指令シ

システムにおいて、審査請求人が求める期間を確認したが、審査請求人を通報者として特定するに足りる氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報は記録されていなかったとのことである。

これらのことを踏まえると、本件請求個人情報を保有しておらず、存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件請求個人情報についてそれぞれ不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明